

第百八十九回国会
衆議院
經濟産業委員会
會議録
第十九号

平成二十七年六月三日(水曜日)

午後一時三分開議

出席委員

委員長 江田 康幸君

理事 佐藤ゆかり君 理事 鈴木 淳司君

理事 田中 良生君 理事 三原 朝彦君

理事 八木 哲也君 理事 中根 康浩君

理事 鈴木 義弘君 理事 富田 茂之君

理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君

石川 昭政君 大見 正君

岡下 昌平君 勝保 孝明君

神山 佐市君 黄川田仁志君

佐々木 紀君 白石 徹君

武村 展英君 富樫 博之君

野中 厚君 福田 達夫君

細田 健一君 三ッ林裕巳君

宮崎 政久君 神山 洋介君

田嶋 要君 渡辺 周君

落合 貴之君 木下 智彦君

藤野 保史君 真島 省三君

野間 健君

經濟産業大臣

經濟産業副大臣

經濟産業委員会専門員

宮沢 洋一君

山際大志郎君

乾 敏一君

委員の異動

六月三日

辞任

塩谷

立君

補欠選任

三ッ林裕巳君

同日

辞任

三ッ林裕巳君

補欠選任

塩谷 立君

六月二日

第一類第九号

經濟産業委員会會議録第十九号

平成二十七年六月三日

不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

同日

原発ゼロに関する請願(小宮山泰子君紹介)(第一四八〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

○江田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。宮沢經濟産業大臣。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○宮沢國務大臣 不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

經濟のグローバル化が進展し、企業間の国際的な競争が激化する中、知的財産の公開、秘匿、権利化を一体的な戦略のもと使い分けて効果的に活用する、オープン・クローズ戦略の重要性が増しております。このため、事業者の努力と知恵の結晶である製造ノウハウなどの営業秘密を適切に保護する必要性がますます高まっております。

しかしながら、情報通信技術の高度化や新興国における技術ニーズの高まりなどを背景として、昨今、我が国企業の営業秘密が海外競合企業などに不正に取得、使用されたとする紛争事例が相次

いで発生しております。こうした中、諸外国では営業秘密に係る制度整備が着々と進められていることを踏まえると、営業秘密の保護強化は我が国にとつて喫緊の課題であります。

こうした事情に鑑み、営業秘密の漏えいに対する抑止力を向上させることで、我が国企業の競争力の源泉たる営業秘密が収益の獲得ひいては新たなイノベーションにつながっていく環境を創出し、もって我が国の産業競争力を維持強化するべく、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、刑事、民事両面にわたつて、営業秘密侵害に対する抑止力を向上させます。営業秘密侵害罪について、犯罪行為者及びその背後にいる法人の罰金額の上限を引き上げるほか、我が国企業的重要技術を不正に海外に持ち出して使用することといった事案に対しては、罰金額の上限をさらに引き上げ重罰化します。また、犯罪行為者やその背後にいる法人が不当に得た収益を没収できることとします。さらに、営業秘密侵害罪を非親告罪とします。

民事については、訴訟手続における原告の負担を軽減する措置を講じます。被告が営業秘密を不正取得したこと及び当該営業秘密が物の生産方法などに係るものであることなどを原告が立証した場合には、当該営業秘密の使用が疑われる被告の製品は、被告が当該営業秘密を使用してこれを生産したものと推定する規定などを創設します。さらに、営業秘密を侵害していることを知って譲り受けた営業秘密侵害品の譲渡や輸出入などを差しとめなどの対象とします。

第二に、情報通信技術の高度化などを背景とした犯罪行為の多様化に対応するため、営業秘密侵害罪の処罰範囲を拡大します。営業秘密を不正に取得した者から直接開示を受けた場合でなくとも、不正開示が介在したことを知って営業秘密を

取得し、その営業秘密を転売などする行為を処罰対象とするほか、我が国企業の営業秘密を海外で不正に取得する行為などについても処罰の対象に含めます。また、営業秘密侵害の未遂行為も処罰の対象とします。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○江田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る五日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時七分散會

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条」に、「第六章 刑事訴訟手続の特例(第二十三条―第三十一条)」を「第七章 刑事訴訟手続の特例(第二十三条―第三十一条)」とし、「第七章 没収に関する手続の特例(第三十一条)」を「第八章 保全手続(第三十五条・第三十六条―第三十一条)」とし、「第八章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全に関する手続の特例(第三十七条―第四十条)」を「第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全に関する手続の特例(第三十七条―第四十条)」に改める。

に改める。

四十条」

第二条第一項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 第四号から前号までに掲げる行為(技術上の秘密(営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。)を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。)により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。

第五条第一項中「第九号まで又は第十五号」を「第十号まで又は第十六号」に改め、「(秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。)」を削り、同条第三項中「第十二号又は第十五号」を「第十三号又は第十六号」に改め、同項第四号中「第二項第一項第十二号」を「第二項第一項第十三号」に改め、同項第五号中「第二項第一項第十五号」を「第二項第一項第十六号」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

(技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定)

第五条の二 技術上の秘密(生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。)について第二項第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為(営業秘密を取得する行為に限る。)があつた場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかなる行為として政令で定める行為(以下この条において「生産等」という。)をしたときは、その者は、それぞれ当該各

号に規定する行為(営業秘密を使用する行為に限る。)として生産等をしたものと推定する。

第十五条中「十年」を「二十年」に改める。

第十九条第一項第一号中「第十三号及び第十五号」を「第十四号及び第十六号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十四号及び第十六号」に改め、同項第二号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同項第七号中「第二項第一項第十号及び第十一号に掲げる」を「第二項第一項第十号及び第十一号に規定する」を「同項第十一号及び第十二号に規定する」に改め、同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第二項第一項第十号に掲げる不正競争第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

第十九条の次に次の一条を加える。

(政令等への委任)

第十九条の二 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第三十二条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続 第八章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに第九章に規定する国際共助手続について必要な事項(前項に規定する事項を除く。)は、最高裁判所規則で定める。

第二十一条第一項中「千円」を「二千万円」に改め、同項第七号中「又は前三号の罪」を「若しくは前三号の罪又は第三項第一号の罪(第二号及び前三号の罪に当たる開示に係る部分に限る。)」に改め、同項に次の二号を加える。

八 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは第四号から前号までの罪又は第三項第二号の罪

(第二号及び第四号から前号までの罪に当たる開示に係る部分に限る。)に当たる開示が介在したことを知つて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

九 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第二号若しくは第四号から前号まで又は第三項第三号の罪に当たる行為(技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号及び次条第一項第二号において「違法使用行為」という。)により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者(当該物が違法使用行為により生じた物であることを情を知らずに譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。)

第二十一条第二項第一号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項第四号中「第二項第一項第十号又は第十一号」を「第二項第一項第十一号又は第十二号」に改め、同条第七項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「第一項第一号又は第四号から第七号まで」を「第一項各号(第九号を除く。)、第三項第一号若しくは第二号又は第四項(第一項第九号に係る部分を除く。)」に、「詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた」を「日本国内において事業を行う保有者の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項及び前項第六号」を「第二項第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的で、第一項第一号又は第三号の罪を犯した者

二 相手方に日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をする目的があることの情を知つて、これらの罪に当たる開示をした者

三 日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をした者

4 第一項(第三号を除く。)並びに前項第一号(第一項第三号に係る部分を除く。)、第二号及び第三号の罪の未遂は、罰する。

第二十一条に次の三項を加える。

10 次に掲げる財産は、これを没収することができ。

一 第一項、第三項及び第四項の罪の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

二 前号に掲げる財産の果実として得た財産、同号に掲げる財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他同号に掲げる財産の保有又は処分に基づき得た財産

11 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第十四条及び第十五条の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号又は第四項各号」とあるのは、「不正競争防止法第二十一条第十項各号」と読み替へるものとする。

12 第十項各号に掲げる財産を没収することができなるとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。

第二十二條第一項中「前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項」を「次の各号」に、

「三億円以下の」を「当該各号に定める」に、「本条」を「各本条」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第三項第一号（同条第一項第一号に係る部分に限る。）、第二号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）。若しくは

第三号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）。又は第四項（同条第三項第一号（同条第一項第一号に係る部分に限る。）、第二号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）。及び第三号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）。に係る部分に限る。）。に係る部分に限る。）。十億円以下の罰金刑

二 前条第一項第一号、第二号、第七号、第八号若しくは第九号（同項第四号から第六号まで又は同条第三項第三号（同条第一項第四号から第六号までに係る部分に限る。）。の罪に係る違法使用行為（以下この号及び第三項において「特定違法使用行為」という。）をした者が該当する場合を除く。）。又は第四項（同条第一項第一号、第二号、第七号、第八号及び第九号（特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。）。に係る部分に限る。）。五億円以下の罰金刑

三 前条第二項 三億円以下の罰金刑
第二十二條第二項中「前条第一項第一号、第二号及び第七号並びに第二項第六号」を「前条第二項第六号」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第三項中「若しくは第七号又は第二項」を「第七号、第八号若しくは第九号（特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。）。第二項、第三項第一号（同条第一項第一号に係る部分に限る。）、第二号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）。若しくは第三号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）。又は第四項（同条第三項第一号、第二号、第七号、第八号及び第九号（特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。）。並びに同条第三項第一号（同条第一項第一号に係る部分に限る。）。第一号（同条第一項第一号に係る部分に限る。）。）」に改める。

二 号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）。及び第三号（同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）。に係る部分に限る。）。に改める。

第二十三條第一項中「第二十一條第一項」の下に「第三項若しくは第四項」を加え、「第二十一條第一項第一号、第二号及び第七号に係る部分に限る」を「第三号を除く」に改める。

第七章 没収に関する手続の特例

第三十二條 第二十一條第十項各号に掲げる財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。第三十四條において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第二十一條第十項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 組織的犯罪処罰法第十八條第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十一條第十一項において準用する組織的犯罪処罰法第十五條第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第三十三條 組織的犯罪処罰法第十九條の規定は第二十一條第十項の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十條の規定は権利の移転

について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に囑託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「不正競争防止法第八章」と読み替えるものとする。

（刑事補償の特例）

第三十四條 債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四條第六項の規定を準用する。

第八章 保全手続

（没収保全命令）

第三十五條 裁判所は、第二十一條第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により没収することができたる財産（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、当該財産を没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該財産につき、その処分を禁止することができ。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当の理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発し、当該権利の処分を禁止することができる。

3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があるとき、検察官又は司法警察官（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）の請求により、前二項に規定する処分をすることができ。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章第一節及び第三節の規定による没収保全命令及び附帯保全命令による処分の禁止の例による。

（追徴保全命令）

第三十六條 裁判所は、第二十一條第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十二項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があるとき、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができ。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章第二節及び第三節の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全

全についての国際共助手続等

（共助の実施）

第三十七條 外国の刑事事件（当該事件において犯されたとされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二十一條第一項、第三項又は第四項の罪に当たする場合に限る。）に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができ。

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われ

たとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科することができないと認められるとき。

二 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

三 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができたる財産に当たらないとき。

四 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができたる場合に当たらないとき。

五 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかったと認められるとき。

六 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第三十五条第一項又は前条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

2

地上権、抵当権その他の権利がその上に存在

平成二十七年六月十七日印刷

平成二十七年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

0

する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものととする。

(追徴とみなす没収)

第三十八条 第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請国への共助の実施に係る財産等の譲与)

第三十九条 第三十七条第一項に規定する没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができ

(組織的犯罪処罰法による共助等の例)

第四十条 前三条に定めるもののほか、第三十七条の規定による共助及び前条の規定による譲与については、組織的犯罪処罰法第六章の規定による共助及び譲与の例による。

附則第三号中「新法第三号」を「第三号」に改め、同条第一号中「新法第二号第一項第二号」を「第二号第一項第二号」に改め、同条第二号中「新法第二号第一項第十三号」を「第二号第一項第十四号」に改める。

附則第六号中「新法第十四号」を「第十四号」に、「新法第二号第一項第一号又は第十三号」を「第二号第一項第二号又は第十四号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の不正競争防止法

第五条の二の規定は、この法律の施行前にこの法律による改正前の不正競争防止法以下「旧法」という。第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為(旧法第二条第六項に規定する営業秘密を取得する行為に限る。)があつた場合における当該営業秘密を取得する行為をした者については、適用しない。

第三条 旧法第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利の旧法第十五条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(関税法の一部改正)

第六条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第四号及び第六十九号の十一第一項第十号中「第十号又は第十一号」を「第十一号又は第十二号」に、「第七号」を「第八号」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第七条 弁理士法(平成十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九号まで及び第十二号から第十五号まで」を「第十号まで及び第十三号から第十六号まで」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に、「同項第十四号」を「同項第十五号」

に改める。
第八条第三号中「若しくは第二項第一号」を、「第二項第一号」に改め、「除く。」の下に「第三項若しくは第四項」を加える。

理由

事業者が保有する営業秘密の漏えいの実態及び我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、営業秘密の刑事的保護について、営業秘密侵害罪の罰金額の上限の引上げ、その保護範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、民事訴訟における営業秘密の使用に係る推定規定の新設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。